

介護予防・日常生活支援総合事業
第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当）
重要事項説明書

社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
岸本通所介護事業所

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対するサービスの提供開始に当たり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

法 人 名	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
法 人 所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町大殿 1 0 1 0 番地
電 話 番 号	0 8 5 9 - 6 8 - 4 6 3 5
代 表 者 氏 名	会長 景 山 良 一

2. 事業所の概要

事 業 の 種 類	第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当）
事 業 所 の 名 称	岸本通所介護事業所
指 定 番 号	3 1 7 1 5 0 0 5 8 4
所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町大殿 1 0 3 2 番地 1
電 話 番 号	0 8 5 9 - 6 8 - 3 7 8 1
管 理 責 任 者	三好 晴美
開 設 年 月 日	平成 1 8 年 4 月 1 日
通常の事業実施区域	伯耆町、南部町、日吉津村

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
事業の方針	利用者の心身の特性を踏まえて、本人や家族の意向等を基に、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 職員の体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1 名	・ 本事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う
生活相談員	1 名以上	・ 本事業所の利用申し込みに係る調整 ・ 他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導 ・ 通所介護計画の作成等
看護職員	1 名以上	・ 健康チェック、養護、機能訓練等に関すること ・ 医療機関等他の機関との連絡調整
介護職員	3 名以上	・ 入浴、食事、排泄等の介護に関すること ・ 送迎介助に関すること
機能訓練指導員	1 名以上	・ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言

5. 営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（1月1日～1月3日を除く）
営 業 時 間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分

○ 上記以外の時間を希望されるときはご相談ください。

6. サービス利用料金

下記の利用料金表によって、ご利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護給付額を除いた金額（自己負担割合に応じた額）をお支払いください。

サービス利用料金は、ご利用者の要支援度等、希望されるサービス内容によって異なります。

また、利用料の算定は、保険者の規定によります。

利用者の要介護度等	基本サービス	単位数
事業対象者・要支援1	週1回程度の利用（4回まで）	436 単位／回
	※1月の中で4回を超えた場合	1,798 単位／月
事業対象者・要支援2	週2回程度の利用（8回まで）	447 単位／回
	※1月の中で8回を超えた場合	3,621 単位／月

その他の加算	利用者の要介護度	単位数
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88 単位/月
	事業対象者・要支援 2	176 単位/月
口腔器機能向上加算	事業対象者・要支援 1, 2	150 単位/回
介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	事業対象者 要支援 1, 2	介護保険給付対象サ ービス自己負担月額 の 9.2%

① 利用者に提供する食事等に係る費用は別途700円を頂きます。

② レクリエーション活動を希望され、材料費等が必要な場合は、実費を徴収させていただきますことがあります。

7. 利用料金の支払い

利用料金は1か月毎に計算し、請求いたしますので、翌月月末までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

ア. 口座から自動引き落としによる支払い（事前に自動引き落としの契約が必要です。）

利用できる金融機関（翌月25日引き落としになります）

- | | |
|--------------|----------|
| ① 鳥取西部農業協同組合 | ③ 山陰合同銀行 |
| ② ゆうちょ銀行 | ④ 鳥取銀行 |

イ. 口座振り込みによる支払い（金融機関指定の手数料が必要です）

利用できる金融機関

- ① 鳥取西部農業協同組合岸本支所 普通預金 6 0 0 8 5 8 1
- ② ゆうちよ銀行 普通預金 1 5 2 1 0 - 9 1 3 2 4 4 1
- ③ 山陰合同銀行岸本支店 普通預金 3 6 0 6 0 1 2
- ④ 鳥取銀行溝口出張所 普通預金 1 3 4 0 1 7 1

ウ. 現金持参による支払い

伯耆町社会福祉協議会（岸本老人福祉センター）までご持参下さい。

8. 利用の中止、変更、追加等

- ① 利用予定日の前に利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
(この場合は、利用日の前日までに事業者申し出てください。)
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料を頂く場合があります。

利用予定日の前日までに申し出をされた場合	無 料
利用予定日の当日に申し出をされた場合	昼食代 7 0 0 円

- ③ サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ④ 利用される上で、医師等の診断書は必要ありませんが、万一感染が心配される病気になられた場合は、医師等に診断書を求める場合があります。

9. 苦情の受け付けについて

① 苦情の受け付け

当事業所に関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ◎ 苦情受付窓口（担当者） 三好 晴美
- ◎ 受付時間 月曜日～土曜日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
- ◎ 電話番号 0 8 5 9 - 6 8 - 3 7 8 1
FAX 0 8 5 9 - 6 8 - 4 5 8 8

② 行政機関等その他苦情受付機関

伯耆町役場健康対策課 生活相談室	所在地 西伯郡伯耆町吉長 3 7 - 3 電話番号 0 8 5 9 - 6 8 - 5 5 3 5 受付時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時
南部箕蚊屋広域連合	所在地 西伯郡南部町法勝寺 3 7 7 - 1 電話番号 0 8 5 9 - 3 9 - 6 2 2 2 受付時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

鳥取県国民健康保険団体連合会	所在地 鳥取市立川町6丁目176 電話番号 0857-20-3680 受付時間 午前8時30分～午後5時
南部町役場健康福祉課	所在地 西伯郡南部町倭482 電話番号 0859-66-5524 受付時間 午前8時30分～午後5時
日吉津村役場福祉保健課	所在地 日吉津村大字日吉津872-15 電話番号 0859-27-5952 受付時間 午前8時30分～午後5時
江府町役場福祉保健課	所在地 江府町大字江尾1717-1 電話番号 0859-75-6111 受付時間 午前8時30分～午後5時
日野町地域包括支援センター	所在地 日野郡日野町根雨101 電話番号 0859-72-0339 受付時間 午前8時30分～午後5時
日南町地域包括支援センター	所在地 日野郡日南町生山511-5 電話番号 0859-82-0374 受付時間 午前8時30分～午後5時

10. 秘密の保持

- ① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。
- ② 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。
- ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合等は、利用者若しくはその家族に、個人の情報を用いる旨の同意をして頂きます。

11. 事故発生時の対応

- ① 当事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族、利用者を担当する居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 当事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

12. 緊急時の対応方法

- ① 利用者の主治医

当事業所は、介護予防通所介護の提供を行っているときに、利用者の身体に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。

◎ あらかじめ、次のことについて確認を取らせて頂きます。

① 主治医 ② 所属医療機関 ③ 電話番号

② 緊急連絡先

当事業所は、介護予防通所介護の提供を行っているときに、利用者の身体に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。家族等についても同様に連絡します。

◎ あらかじめ、緊急連絡先について次のことを確認させて頂きます。

① 氏名 ② 住所 ③ 電話番号

13. 虐待の防止について

利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置

虐待防止担当者 佐布千里、山本智子

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、サービス内容、重要事項の説明を致しました。

西伯郡伯耆町大殿 1032 番地 1
社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
岸本通所介護事業所
会 長 景 山 良 一

説明者 _____ 印